

(令和5年3月7日 理事会にて承認)

# 令和5年度事業計画書

本書は公益社団法人滋賀県私立病院協会の  
令和5年度事業計画書に相違ありません。

公益社団法人滋賀県私立病院協会  
会長 小椋 英司

公益社団法人 滋賀県私立病院協会

## 公益社団法人滋賀県私立病院協会

### 令和5年度事業計画書

公益社団法人滋賀県私立病院協会は、平成元年9月29日に法人として設立し、今年度は34年目を迎えます。

この間、会員病院はもとより、会員施設の発展と質的向上による安定した医療・介護の提供、看護師をはじめ必要な人材の育成、地域住民の公衆衛生、健康の保持と社会福祉の増進に貢献することを目的として歩んでまいりました。

3年余に及ぶ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行も拡大が鎮静化に向かっていると認識され、政府においては、5類への感染症法上の位置づけの変更が進められています。

このようなコロナ対策の変更が医療現場にもたらす影響を慎重に見極める必要がありますが、必要な時に適切な医療を受けられる医療体制の整備が重要であり、コロナ禍が病院運営等に与える影響等について検証しつつ、経営的な安定を確保しながら民間病院として貢献できるよう行政当局からの情報収集のみならず、会員病院間の情報共有の促進、またより一層の行政当局への働き掛けを進めてまいります。

また、先日の近畿病院団体連合会委員会で議論致しましたが、新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢、急激な円安の進展等により原油価格や物価が高騰し、原子力発電の後退も相まって、光熱水費や食材等の負担増となって病院経営に多大の影響を与えています。昨年度末、県や市町から医療機関への支援金が支給されましたが、原油等の高騰は長期にわたると予測されることから、光熱水費の上昇分を価格に転嫁できない民間病院の経営の安定を図り、地域医療を維持していくためには、国による継続的な支援が必要となっています。そこで、政府に対して、先日、近畿病院団体連合会委員会で議長から提案されました様に、近畿病院団体連議会等を通して、医療機関等に対する継続的な支援について要望するよう検討・推進してまいります。

昨年、協会の事業運営も各種会議や研修会の中止を余儀なくされるなど大きな影響を受けました。

今期もコロナの影響が残ると考えられます。原則、以前の様に対面にて会議すべきとは考えますが、状況に応じWEB等も利用し、できるだけ柔軟に対応し、情報交換の場を持ちたいと考えております。

2025年問題に対応すべく、政府は地域医療構想を計画し、これを実行に移すため滋賀県でも

各医療圏域で地域医療構想調整会議が進められたところです。しかしコロナ禍の発生により、この3年間会議の中断を余儀なくされていましたが、本年よりは本格的に再開されると思われます。私共の会員病院は高度急性期病床はあまり有していないものの、他病床に対する影響力は各医療圏域でかなりの存在感を持って有しているものと考えます。また在宅医療や介護施設の大部分を私共の会員病院が運営している事を考えると、今、政府が推し進めようとしている在宅医療を中心に据えた地域包括ケアシステムを滋賀県で成功させる為には、私共、私立病院の意向、あるいは協力は絶対条件であると思います。この事実を私共は、県をはじめとして、行政には強く訴え働きかけてまいります。

また医師の働き方改革の施行がいよいよ令和6年4月に迫ってまいりました。私共の会員病院ではまず、各医師の自院内外の時間外労働時間の把握を早急に行い、A基準（960時間／年以内）を目指すことになると思いますが、大学病院や大病院からの医師派遣に頼っている我々の中小私立病院においては、宿日直基準の早急な取得が求められます。これについては取得出来た会員病院の情報発信はもちろんのこと、勤改センター、労働基準監督署へのアプローチについて私立病院協会として出来る限りのサポートを行ってまいります。また働き方改革により、今までより多人数の医師の確保が必要と思われますが、大病院に医師が集中する弊害を我々中小私立病院が被らないよう、三位一体の改革の中で我々、私立病院の医師確保対応を考えるよう、医療審議会、地域医療対策協議会の場を通じて私共、私立病院の立場を県行政、大学等に強力に主張してまいります。

現在病院で勤務する介護職員の人材不足は深刻な状況にあり、有力な打開策と期待していた外国人介護人材がコロナの影響で現状では足踏み状態となっています。

これらの諸課題について、我々私立病院の使命・責任は重大であり、協会としてそれぞれの課題に対して先頭に立って取り組んで参ります。

また滋賀県堅田看護専門学校は、当協会の主要な公益目的事業として管理運営しているもので、平成3年の開校以来、今日まで1,000名を超える卒業生を輩出し、その大多数が会員病院を始め、県内病院に看護師として勤務している実績は、会員病院はもとより県内の看護師確保及び地域住民の安全と安心の確保に多大の貢献をしているところです。

しかし、少子化や4年制大学志向、また、学生の気質の問題など看護学校を取り巻く状況は今までにない厳しい状況にありますことから、学校の将来像に向けて本格的な議論をスタートさせる必要があります。

このような状況を踏まえ、令和5年度においても、良質で安全な医療・介護・福祉を提供するため、行政への積極的な参画に努めながら、引き続き会員相互の交流と連携を深めることで

医療現場の人たちが元気に明るく働くことができる環境づくりのために、より一層の結集を図ることを基本に次の事業を重点に推進します。

併せて、県内病院の病床数の約半分を占め、地域包括ケアシステムの中核を担う私共民間病院で構成する当協会の活動の実態が広く地域住民及び関係機関から理解と支援が得られるよう引き続きあらゆる機会を捉えて発信するものとします。

### 1. 協会の組織力の強化

会員相互の団結と協調をより強固とするため、次の事項に留意のうえ、引き続き組織力の強化に努める。

- (1) 理事会の円滑な運営と事業推進の体制強化（毎月第2火曜日）
- (2) 事務長部会の円滑な運営と理事会主導による各種事業の実施
- (3) 滋賀県堅田看護専門学校の指導と協力の強化
- (4) 会員への情報提供の強化と会員の拡大

### 2. 行政との協調と対話

医療制度、医療保険制度における医療提供者として、その責務を果たすためには滋賀県・各市町をはじめ関係行政当局及び関係機関との協調と対話は不可欠である。

特に、滋賀県保健医療計画、病床機能報告制度、地域医療構想、医療費適正化計画、地域包括ケアシステム事業をはじめ、医療提供体制の整備は、理事会が中心となって積極的に関係行政機関との協調・連携を図るとともに、滋賀県医療審議会や地域医療対策協議会を通じて、今後の医療を支える私立病院の取り組みを発信し、諸施策への積極的参画と会員病院の実態に即した円滑な実施への提言と支援を求める。

また、医師不足への対応、新専門医制度や医師の働き方改革に対応し、行政や他の医療機関との協調と対話を深める。

### 3. 関係諸団体との協調と連携

医療制度、医療保険制度への提言と課題の解決については、一般社団法人日本医師会、近畿病院団体連合会との連携、並びに地域医療等共通する身近な課題の解決のため、一般社団法人日本医師会、一般社団法人滋賀県病院協会との協調を深め、積極的な連携に取り組む。さらに滋賀県医師協同組合に理事として参画し、会員病院職員の福利厚生に資する活動を行う。

（ ）内は令和5年度幹事府県）

- ・近畿病院団体連合会委員会への参加（京都府）
- ・近畿病院団体連合会事務長会（滋賀県）への参加

#### 4. 研修会・広報事業及び情報交換

- (1) 会員病院、施設職員の資質の向上と情報の共有を目的に、職員各層を対象に各種講演会、研修会、セミナー等を開催する。
  - ① 講演会・セミナー
  - ② 新任職員等研修会
  - ③ 保険診療・医療保険制度研修会
  - ④ 医事研究・病院経営実務
- (2) 参考図書配布、ホームページ等を通じて積極的に会員及び地域住民への情報提供・発信に努める。

#### 4. 看護師、介護職不足への情報交換、外国人スタッフ育成への取り組み

#### 5. 生活習慣病予防検診等健診事業の受託推進

生活習慣病予防検診等健診事業には医療費適正化の根幹であるとの認識から、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険の保険事業として実施される生活習慣病予防検診、特定健康診査及び肝炎ウイルス検査等について、次の事業に引き続き積極的に取り組みこととする。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病に関する健診事業の拡大
- (2) 政府管掌健康保険生活習慣病予防検診等健診事業の受託実施
  - ① 健診実施機関の拡大
  - ② 全国健康保険協会滋賀県支部及び健診受託会員病院相互の連絡調整

#### 6. 事務長部会の円滑な運営と会員病院間の連携

当協会の事業実施に中核的役割を担っている事務長部会は、次の事業を積極的に実施し、会員病院相互の連携と情報の共有に努める。特に、研修事業、情報の収集と提供は重点事業として取り組む。

- (1) 定例事務長部会及び常任事務長部会の開催
- (2) 総務／医療経営／医療安全／各委員会活動の充実強化

(3) 滋賀県堅田看護専門学校との連携・協調

学校運営協力病院事務長会を通じて、円滑な学校運営に参画・寄与する。

- ① 学校運営会議への参画
- ② 学校運営協力病院事務長会の開催

7. 看護学校の健全な運営と優秀な学生の確保・養成

当協会の主な公益目的事業であることを認識し、次の事項を重点に学校運営に取り組む。

(1) 学校運営の円滑な推進

次の事項に留意の上、円滑な学校運営を推進する。

- ① 学校運営会議による指導管理体制の充実（毎月第一木曜日開催）
- ② 学校行事への参画と機会を捉えた広報活動の推進
- ③ 臨地実習や講師の派遣など運営協力病院の学校支援の充実
- ④ 看護部長懇談会などを通じた情報共有・連携強化
- ⑤ 学校関係者評価委員会の適切な実施と活用

(2) 優秀な学生の確保

会員病院・運営協力病院と連携協力しながら、情報を共有し学生の確保に努める。

- ① 学生をはじめ進路指導教員等関係者に対する設立主旨と奨学金制度の案内
- ② 学校訪問や予備校訪問による看護学生の確保の要請
- ③ オープンキャンパス（web開催も含む）の実施と校内見学の積極的な受け入れ
- ④ 民間事業者の進路相談会や各種学校説明会への積極的な参加
- ⑤ ホームページ、パンフ、ポスター等による広報活動の推進
- ⑥ 高等教育の負担軽減措置制度への対応

(3) 教育内容と学生指導の充実強化

次の事項に留意のうえ、教育内容・指導体制及び学生指導の充実強化に努める。

- ① 学生情報の共有による留年・退学の予防対策の強化
- ② 実習施設の確保と会員病院における自習施設拡大への協力要請
- ③ 専門基礎科目の講師確保のため、会員病院に講師派遣の支援要請
- ④ 実習施設・実習指導者及び非常勤講師との連携による効果的な教育の実践
- ⑤ 保護者・協力病院とのネットワーク体制の確立による適切な学生指導
- ⑥ 専任教員、実習指導教員の確保・充実
- ⑦ 令和4年度カリキュラム改正を踏まえた教育内容の改善・充実

(4) 看護師国家試験の全員合格

以下の点に留意のうえ、学生指導体制を充実させ、国家試験の全員合格をめざす。

- ① 3年間を見据え計画的な国家試験対策を行う。
- ② 入学時から解剖整理の復習試験をはじめ対策に取り組む
- ③ 模擬試験等の結果を活用し、対策を徹底させる。
- ④ 勉強に集中しやすい学習環境を作る

(5) COVID-19 感染拡大防止対策の徹底

学校教職員は、COVID-19 感染拡大防止に最大限配慮するとともに、医療従事者を目指す学生も感染しない、させないよう日々感染防止対策の指導を徹底させる。また予防や早期治療に会員病院が引き続き積極的に協力する。

(6) 学校施設整備計画の策定と施行

校舎建物・設備等の老朽度診断の実施結果による施設整備計画に基づき、県の補助金交付事業とも協議のうえ、年次毎に整備する。

あわせて、老朽化した学術図書、教材、施設用品等の更新設備に努める。

(7) 指導官庁、関係機関の連携と協調

滋賀県及び大津市はじめ行政当局の指導のもと、連携を密にして適正な運営に努める。安定的な学校運営を図るため、非常勤講師や実習施設の確保とともに運営協力病院及びその関係者の連携、支援を得られるよう方策を検討する。